明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**七）　二
○環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（**同**八）　三
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**九）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**九二）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**五三九、五四〇）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**五四一～五四八）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**五四九～五五六）　六
○肥料を登録した件（**同**五五七）　七
○特定登録調査機関の先行技術調査業務を一部休止する件（**特許庁**四）　八
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に係る同条第一項の市町村の区域を定める件（**国土交通**一八一）　八
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一一）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　栃木県　東京都　石川県　岐阜県　愛知県　沖縄県　横浜市　静岡市　大阪市　堺市　九
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（山梨労働局最低工賃公示一）　九
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（近畿運輸局最低賃金公示二、神戸運輸監理部同二）　一〇
国家試験
令和六年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一〇
〔資　料〕
令和六年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、公示送達、金融商品取引業者営業保証金取戻し、農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一三
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他

省　令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十八日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第一号ハ（同令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十八日

環境大臣　伊藤信太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合） **第八条の七**　令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合 二　次に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いて特別管理産業廃棄物（令第二条の四第一号から第三号までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）を収集又は運搬する場合 イ　異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。 ロ　特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。 ハ　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されているものであること。	（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合） **第八条の七**　令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。 （新規）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十五条の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十八日

環境大臣　伊藤信太郎

環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（削る）	（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合の特例） **第一条**　地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において、特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬に係るパイプライン使用の特例事業を実施することについて、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たって次の各号に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いる必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る運搬用パイプラインを用いる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合とみなす。 一　異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。

地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。）が、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）において、ノヤギ（カプラ・ヒルクス）（以下「ノヤギ」という。）を狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第七項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣をいう。以下同じ。）とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなす。	二　特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。 三　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されるものであること。
	（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の特例） **第二条**　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、ノヤギ（カプラ・ヒルクス）（以下「ノヤギ」という。）を狩猟鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第七項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣をいう。以下同じ。）とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。